

オープン 力レッジ

「リカレント教育」とは、社会に出た後も、それぞれの人の必要なタイミングで再び教育を受け、仕事と教育を繰り返すこと、すなわち社会人の学び直しを意味する。

社会人の学び直しにあたり、受講費用が問題となる。その点、厚生労働省は、文部科学省などとともに、教育訓練給付制度により、学び直しにかかる費用を助成している。この制度は、雇用保険の一般被保険者（在職者）、または、一般被保険者（離職者）が、雇用の安定および就職の促進を図るために必要な職業に関する

教育訓練として厚生労働大臣が指定した教育訓練を受講し、修了した場合、本人が支払った教育訓練経費

社会人こそ 学び直しを



福山女学園大学
現代マネジメント学部教授
柴 由花

しば・ゆか 租税法、租税政策。横浜国立大学大学院社会科
学研究科国際開発専攻博士課程
修了。博士（国際経済法學）。

「職業実践力育成プログラム」の認定を受けているかどうかを、厚生労働省の「教育訓練講座検索システム」で教育訓練給付金の指定講座を検索し、確認する必要がある。令和3年度には、新たに43件の「職業実践力育成プログラム」が認定されており、医療、IT関連のプログラムが増えているが、弁理士や税理士のような資格取得のプログラムにも広がっている。

教育訓練として厚生労働大臣が指定した教育訓練を受講し、修了した場合、本人が支払った教育訓練経費

「リカレント教育」のための環境整備の必要性

の一部を公共職業安定所（以下、ハローワークといふ）から支給するという制度である。同制度には、専門実践教育訓練、特定一般教育訓練、一般教育訓練の3種類の制度があるが、中でも、専門実践教育訓練制度は、労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練を対象とするもので、受講生は、教育訓練給付金（受講費用の50%・年間上限40万円）を訓練受講中6ヶ月ごとに支給されるとともに、資格取得などをし、かつ訓練修了後1年以内に雇用保険の被保険者として雇用された場合、追加支給されることもある。

受講生が、専門実践教育訓練制度を利用するためには、まず、大学などの教育訓練施設が、文部科学省の

受講者は、受講開始日の1カ月前までにハローワークで手続きを行わなければならぬ。そのためには、大学や大学院の合格発表を待つことなく、キャリアコンサルタントによる訓練前受け、就業の目標、職業訓練の開発・向上に関する事項を記載した「ジョブ・カード」の交付を受ける必要があります。そうすると、大学などの説明不足や勘違いにより期限を超過し、受講者が教育訓練給付制度を利用することができないことがあります。実際、制度の利用を希望していたものの給付を受けることができなかつた受講生が、説明義務違反を根拠に受講料相当の損害賠償を求めた裁判例もある（大津地判平成15年10月3日裁判所HP参照（平成14年（ワ）第540号））。

「リカレント教育」は、人生100年の時代において、生涯教育とともに重要性が高まると推測される。教育と就業とはこれまで貫したプログラムとして大學教育の中に位置づけてられてこなかつたことや雇用保険制度の中での給付を行うことから、手続き要件が厳しいといった課題がある。今後は、より簡素な手続きにて、社会人が学び直しを行いやすい環境を整備することも、企業においても社員が受講する際の人材開発支援助成金など、経済的支援などを検討する必要があつた。